

「はい、こちら企業の労働110番です」  
電話の主は、事務所に派遣社員を受け入れている事務機器販売会社の営業課長さんからでした。内容は、「現状の派遣業務が労働者派遣法上問題

である”事務用機器操作の業務”として派遣契約を締結している、とのことでした。



船岡社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員  
社会保険労務士

船岡 和彦

## 改正労働者派遣法への対応と留意点について

労働者派遣法は昨年（平成24年）大きな改正が行われました。主な改正は、

- ①日雇派遣の原則禁止
- ②グループ企業派遣の8割規制
- ③離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れ禁止
- ④派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合などの情報公開化
- ⑤労働者に対する待遇開化
- ⑥派遣先の労働者との均衡に向けた配慮の義務化
- ⑦派遣労働者への派遣受け入れ
- ⑧無許可・無届の派遣元から派遣受け入れ
- ⑨派遣制限期間（原則1年最長3年）を超えての派遣受け入れ

雇用への転換推進措置の努力義務化などが昨年の10月から施行され、さらに(9)労働契約の申込みみなし制度は平成27年10月1日から施行されます。

今回のご相談で私がお伝えしたのは⑨の『労働契約申込みみなし制度』



- ①日雇派遣の原則禁止
- ②グループ企業派遣の8割規制
- ③離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れ禁止
- ④派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合などの情報公開化
- ⑤労働者に対する待遇開化
- ⑥派遣先の労働者との均衡に向けた配慮の義務化
- ⑦派遣労働者への派遣受け入れ
- ⑧無許可・無届の派遣元から派遣受け入れ
- ⑨派遣制限期間（原則1年最長3年）を超えての派遣受け入れ

④偽装請負といった違法派遣を受け入れている場合、その違法な状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対する労働条件を内容とする労働契約の申込みを行ったものとみなす制度です。

ご相談の会社では5年前から派遣を受け入れ、専門業務としてパソコンのソフトを使用した請求データの入力作業を行っている訳ですが、派遣法上の専門業務として認められる”事務用機器操作の業務”とは、単に数値やデータの入力ではなく、入力したデータを演算処理したりグラフに加工するなど、専門的知識・技術を活用し、迅速・的確な操作に習熟を要するものに限られると定められています。

従つて受け入れている派遣業務が、派遣期間の制限のない専門業務そのものであれば、違法派遣を受け入れないよう、派遣元も労働者派遣法をより適切に対応していく必要性を併せてお伝えしました。

営業課長さんには、現在の派遣社員の業務内容が、専門業務と認められない可能性をお伝えすれば、直接雇用しなければならないのです。

27年10月1日以降は、派遣先が派遣元の派遣労働者に対する労働条件の申込みを行ったこととなり、派遣労働者が希望すれば、直接雇用しなければならないのです。

また、今後は違法派遣を受け入れないよう、派遣元も労働者派遣法をより適切に対応していく必要があります。

イラスト・森沢康代

(労働実務基礎講習講師)

派遣業務が、派遣期間の制限のない専門業務そのものであれば、違法派遣を受け入れないよう、派遣元も労働者派遣法をより適切に対応していく必要があります。

また、今後は違法派遣を受け入れないよう、派遣元も労働者派遣法をより適切に対応していく必要があります。

イラスト・森沢康代

(労働実務基礎講習講師)